

楠小学校区つながる会

安全・安心で助け合える地域の絆づくり

楠まちづくり新聞

防災研修会開催

楠小学校区つながる会 実施しました。平成26年では、防災研修会として11月22日（土）に総勢16神戸市の『人と防災未来センター』の見学会を実施した。



防災研修会に参加の皆さん

『人と防災未来センター』には、阪神・淡路大震災を主体とした災害時やその後の復興状況等の写真や資料が展示され、映像も沢山ありました。



シアター映像より

地震による家屋倒壊などで下敷きになっている人達の救助に、近隣の人たちが加勢している姿の写真等も多々ありました。

ここで河内長野の楠小学校区においても、津波はないとしても、直下型地震や土砂災害の可能性は多く、自分の命の安全は自分でとはいえず、災害発生時には、余裕があれば、近隣の人たちで体が重く寝たきりの方や、独り住

まいで歩行困難な方達の避難誘導ができる体制を作っていくかなければならないと感じました。平素から災害時に備えて体制を整えておけば、被害は最小限に食い止める必要があるのではないかと。皆様方のご協力もよろしくお願い致します。

楠小学校区つながる会 研修部会

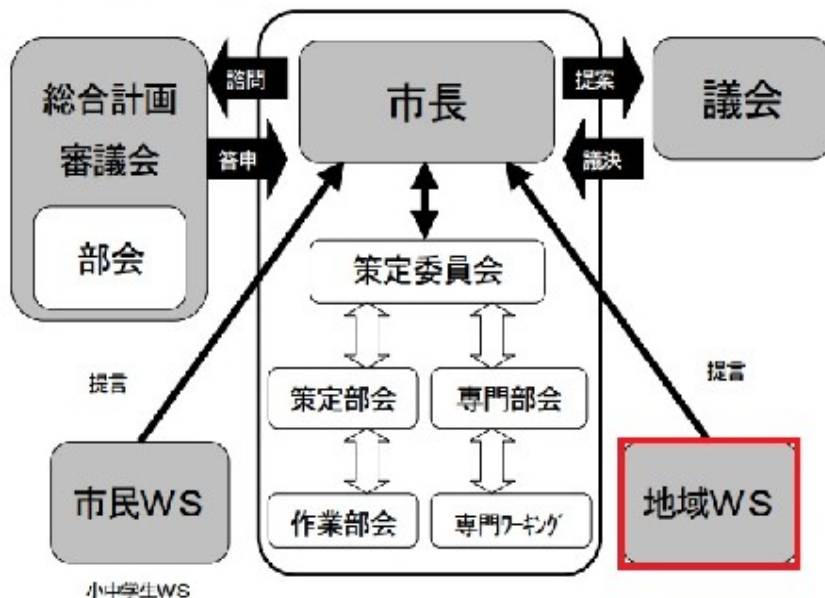
みんなで一緒に考えませんか？

地域ワークショップ参加者募集！

参加！待ってます

市では、第5次総合計画の地域別計画を検討するにあたり、地域ワークショップを開催します。原則として小学校区をくりを行います。単位として、地域の特性を活かした将来のまちづくりについて、地域ごと、地域主体で行う取り組みの計画を策定するものと、それを支える行政の支援策等を策定します。

策定組織イメージ図（参考）



地域ワークショップ 開催日時

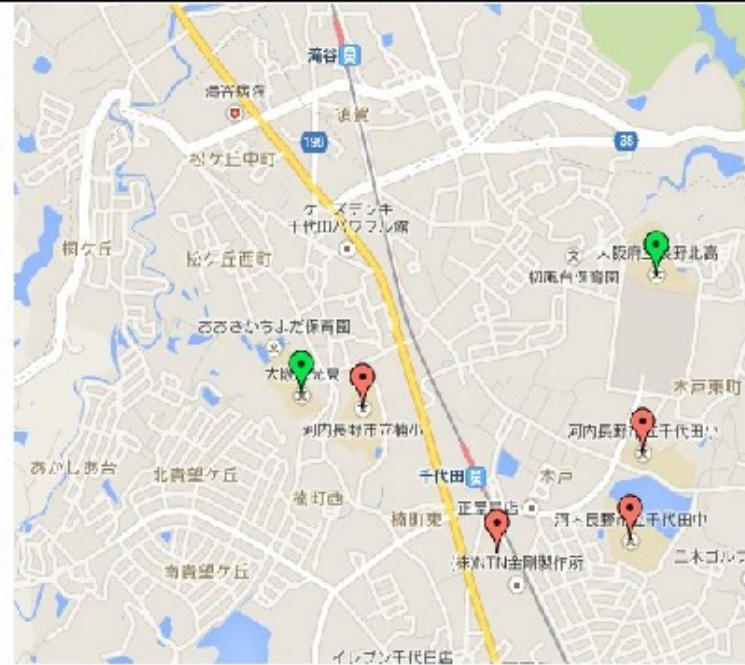
平成27年 1月17日（土）

松ヶ丘集会所 10時から

地域ワークショップ

地域の活動報告

楠小学校区近隣の人た 各避難所へ遠くまで避難するには、指定避難所とする時間的な余裕がない「楠小学校」、受入れ場合、緊急避難できる場避難所として「大阪暁光 所が必要になります。高校」が上げられていま 地域における自衛的な取り組みの紹介です。



説明（橙色・・・指定避難所 緑色・・・受入れ避難所）

互いに協定を結ぶ

桐ヶ丘中央自治会は平成26年9月に桐ヶ丘自治会と「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書」を取り交わしました。

当自治会は河内長野市の北端に位置し、以前より集中豪雨による西除川氾濫時の非難場所が問題となっていました。大阪狭山市への避難も検討しましたが避難場所が遠く、また途中に危険な箇

所もあることから、市と協議の結果、隣接する自治会が互いに抱える災害リスクを補う目的で、互いの集会所を緊急時に一時的にしのげる場として使用できるよう協定を結び、さらに発展すること

左に掲載したのは、協定を結ぶ際に検討した協定のサンプルです。実際に締結された協定書で、丘中央自治会に近接するの安全と安心を確保しよ

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難場所としての使用に際し、桐ヶ丘中央自治会（以下「甲」という。）と桐ヶ丘自治会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、当該地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難場所として、甲乙の所有する施設（集会所）を使用することについて必要な事項を定めることと目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、災害発生時における一時避難場所とする。

（施設の使用）

第3条 甲乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共施設の立地から、一時避難場所として使用させるものとする。

施設名称	所在地	床面積	乳・洋室	設備
甲 桐ヶ丘中央集会所	河内長野市桐ヶ丘5-15	354㎡	洋室	電気・ガス・水道・トイレ
乙 桐ヶ丘集会所				電気

（施設変更の報告）

第4条 甲乙は、使用施設の専ら所有等により、当該施設の面積等に災害が発生した場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合は、報告するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設が一時避難場所として使用された場合の施設の維持については、復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 甲乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第7条 一時避難場所は、一定期間避難生活を営む場所ではなく、災害発生により指定の避難所への移動が困難な時、一時的に避難して収まるのが得てから指定の避難所への移動、または自宅へ戻るものとする。

（附則）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に關して協議が生じたときは、その趣意、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

（緊急連絡網及び役員変更の報告）

第10条 甲乙は、災害により施設使用が必要な時、下記緊急連絡網に連絡し使用許可を得てから避難する。また甲乙は、役員の変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

緊急連絡網

団体名	役職名	氏名	電話番号
桐ヶ丘中央自治会	会長		
桐ヶ丘自治会	会長		

（有効期間）

第11条 この協定の締結期間は、協定の日から平成29年5月31日までとする。また期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからか申し出がない場合は、この協定は期間満了の日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 桐ヶ丘中央自治会
会長 _____ 印

乙 桐ヶ丘自治会
会長 _____ 印

協定書サンプル（裏）

協定書サンプル（表）

避難所について

「河内長野市防災計画」より抜粋しました

●避難所の開設

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する

●避難所の開設者

市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自治会・自主防災組織の役員や施設の管理者（状況により、特例開設するために地域においてあらかじめ定められた責任者）を開設者とする

考慮点

- 開設者が開設するまでは避難所には入れない
- 一時避難所とするには事前に市と協議しておく必要がある
- 選定された避難所は近くの住民の利用から埋まってしまうと考えられる
- 避難するのが明るい昼間とは限らず、暗い大雨の場合もある



当日はAED操作、担架作り、血止め介護などを実施いたしました。今後は多数の参加を呼びかけて実施する予定です。



当マンションは302戸を有する大型集合住宅です。

LM自由ヶ丘自治会・管理組合 防災訓練

12月7日（日）の10時から11時20分の間、第2回自主防災訓練を集会所にて38名の参加を得て実施しました。



編集後記

まちづくり新聞の第四号をお届けします

お問い合わせ kusunoki.info@gmail.com

http://ksrd.jp/kusunoki/

つながる会 検索